

## 派遣者（第3班）への注意事項（お願い）

### 1 定時活動報告について

○別紙のとおり、毎日の活動内容等について、定時（18時を目途）にメール又は電話で報告してください。

### 2 資金前渡金（計140,000円）について

○目的別の金額の範囲内で使用し、個人で立て替え払いをしないでください。

○目的別の金額の範囲を超える使用が見込まれる場合は、**25日午前中まで**に範囲を超える金額を福祉保健課（坪内副主幹 0857-26-7139）へ連絡してください。別途、超える金額の支出手続き（緊急払）を行い、派遣者の一人を指定して、その口座へ振り込みます。

○領収書は必ず受領・保存し、残金とあわせて派遣終了時に福祉保健課へ提出してください。

ガソリン代（需用費）	80,000円
通信運搬費（役務費：宅配含む）	30,000円
駐車場料等（使用料及び賃借料）	30,000円

### 3 緊急通行車両確認証明書について

○高速道路は証明書を料金所で見せることにより、無料で通行可能です。

そのため、ETCレーンを利用（走行）しないでください。

○高速道路を無料で通行できない箇所がある場合は、資金前渡の使用料及び賃借料で支払いをお願いします。

○証明書は派遣終了時に福祉保健課へ返納してください。

### 4 携行品の引継ぎ等について

○次に掲げる携行品は現地において、次の班へ引き継いでください。

・衛星携帯電話（防災局借入）（1）

・筆記用具（一式）

・東北地方の地図（3）

※鳥取県立図書館の貸出図書のため、損傷等に注意して取り扱ってください。

・モバイルパソコン（情報政策課借上）（1）

### 5 その他

○被災地でのガソリンの入手は困難になっており、宮城県対策本部もこの状況が当分の間続くと見込んでいます。

○東日本高速道路(株)の情報によると、ガソリンスタンドへの燃料供給が滞っていることから、管内のサービスエリア(SA)・パーキングエリア(PA)において、給油の制限もしくは給油ができない場合があります。高速道路を利用する前に給油するよう注意してください。

○山形県天童市内でも食堂がほとんど空いていない状態なので食糧の確保も必要です。

# 派遣者への注意事項(お願い)

平成23年6月23日

## 1 活動報告等について

- 緊急時は下記へ電話又はメールで連絡ください。
- 日々の活報告については、モバイルパソコンを使用し、防災危機管理情報DBに貼り付けていただきますようお願いいたします。その際、福祉保健課及び林補佐、医療政策課の山崎、谷口にリンクを送ってください。(県職員の方にはお願いします)

<連絡先>

福祉保健部福祉保健課 TEL 0857-26-7138 FAX 0857-26-8116 課 mail : fukushihoken@pref.tottori.jp 林補佐 : hayashih@pref.tottori.jp	福祉保健部医療政策課 TEL 0857-26-7190 FAX 0857-26-3048 課 mail : iryouseisaku@pref.tottori.jp 山崎 : yamasakis@pref.tottori.jp 谷口 : taniguchi-ka@pref.tottori.jp
---	--

- 活動報告：保健活動内容（訪問した場所、箇所数、人数、被災者の概要、避難所の状況、行った対策、課題、カンファレンス等で得られた今後の方針等）

## 2 資金前渡金について(金額120,000円)

- 目的別の金額の範囲内で使用し、個人で立替をしないでください。
- 領収書は必ず受領・保存し、残金と併せて派遣終了時に提出してください。  
ガソリン代(需用費) 80,000円  
駐車場料等(使用料及び賃借料) 40,000円  
\*公用車を手配しない関係で、移動にタクシーが必要な場合は、このお金を使用してください(領収書を必ずもらってください)

## 3 災害派遣従事車両証明書について

- 高速道路は証明書を料金所で見せることにより、無料で通行可能です。  
そのため、ETCレーンを利用(走行)しないでください。
- 高速道路を無料で通行できない箇所がある場合は、資金前途の使用料及び賃借料で支払いをお願いします。
- 証明書は派遣終了時に医療政策課へ返納してください。

## 4 携行品の引継ぎ等について

- 次に掲げる携行品は現地において、次の班へ引き継いでください。

衛生携帯電話、モバイルパソコン(2)、マウスパッド、東北地方の地図、防災ベスト(5着)、腕章(5)、長靴(1)、血圧計(水銀柱1 デジタル1)  
聴診器(1)、傘(3)、バインダー(3)、健診用エプロン(2)、引継ぎ資料  
(被災者マップ、記録用紙、参考資料等)

衛生携帯電話：090-7993-5879 (持っているだけでは、受診できませんので、余震直後など通常の通信手段が使用できない場合に、アンテナの方向調整等を行って、使用してください。)

## 5 宿泊費及び航空料金等について

○ホテル及び航空券(ANA @ Desk で予約しないでください) 予約は、すべて医療政策課で行います。航空券は、当日、カウンターに又は発券機で確認番号と予約番号を伝え(入力すれ)ば、発行されます。請求書を後日送付しますので、帰還後に各自が振り込んでください。

○レンタカーについては、予約を含め、代金支払いも福祉保健課で行いますので、免許証の提示等、乗車時の手続きのみをしてください。

## 6 避難所支援のための鳥取県災害応援隊(石巻市役所詰め)との連携

石巻市役所に鳥取県からも災害応援隊が常時詰めています。必要な時は連絡をとってください。

隊長：090-5708-4153

副隊長：090-9470-2137